

東京都自殺総合対策計画構成案

都道府県自殺対策計画策定の手引(現行)

計画に盛り込むべき主要な要素は以下のとおり

1 はじめに

2 計画策定の趣旨等

- 2-1 趣旨
- 2-2 計画の位置づけ
- 2-3 計画の期間
- 2-4 計画の数値目標

3 ●●における自殺の特徴

- 3-1 全国との比較
- 3-2 都道府県内の地域(2次医療圏等)ごとの特徴
- 3-3 過去との比較(年次推移)
- 3-4 対策が優先されるべき対象群の把握

4 これまでの取組と評価

5 いのち支える自殺対策における取組

5-1 基本施策

- ① 市町村等への支援の強化
- ② 地域におけるネットワークの強化
- ③ 自殺対策を支える人材の育成
- ④ 住民への啓発と周知
- ⑤ 生きることの促進要因への支援
- ⑥ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

5-2 重点施策

※地域自殺対策政策パッケージから数項目選択

5-3 生きる支援関連施策

「事業の棚卸し」等によって把握された「生きる支援」関連事業を、自殺総合対策大綱の重点施策における項目に合わせる等により一覧を掲載

6 自殺対策の推進体制等

- 6-1 自殺対策組織の関係図
- 6-2 ●●いのち支える自殺対策推進本部(仮称)
- 6-3 ●●地域自殺対策推進センター
- 6-4 ●●自殺対策連絡協議会
- 6-5 自殺対策の担当課・担当者

7 参考資料

東京都自殺総合対策計画(現行)

第1章 これまでの経緯

第2章 計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ
- (3) 自殺対策の基本的な考え方 (4) 計画期間
- (5) 数値目標

第3章 東京の自殺の現状(特徴)

1 統計データから見る東京都の現状

- (1) 全体的な状況 (2) 性別:年齢別の特徴
- (3) 自殺者の自殺未遂歴の状況(自殺未遂歴の有無の男女比較)
- (4) 職業別の自殺者数の推移
- (5) 自殺の原因・動機 (6) 地域の状況

2 意識調査結果

自殺対策に関する意識調査
福祉保健モニターアンケート

第4章 これまでの取組

第5章 東京都における今後の方向性

第6章 東京都における施策

1 基本施策

- (1) 区市町村等への支援強化
- (2) 関係機関・地域ネットワークの強化
- (3) 自殺対策を支える人材の育成
- (4) 住民への啓発と周知
- (5) 生きることの促進要因への支援

2 重点施策

- (1) 広域的な普及啓発
- (2) 相談体制の充実
- (3) 若年層対策の推進
- (4) 職場における自殺対策の推進
- (5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (6) 遺された人への支援の充実

3 生きる支援関連施策

- (1) 自殺防止につながる環境整備
- (2) 様々な悩み・問題に対する相談支援の実施
- (3) 関係機関の職員等を対象とした研修等
- (4) 地域における必要な支援につなげるための取組
- (5) 適切な精神科医療の受診確保

4 自殺の実態把握

第7章 推進体制

- (1) 自殺総合対策東京会議
- (2) 関係機関・団体等の役割 (3) 区市町村の役割
- (4) 都の役割(東京都地域自殺対策推進センター)
- (5) 都民の役割

資料編

次期東京都自殺総合対策計画(案)

第1章 計画の改定にあたって

- (1) 都における自殺の状況
- (2) 国の自殺対策
- (3) これまでの都の自殺対策の取組と評価
- (4) 都における今後の自殺対策の基本的な考え方
- (5) 計画の位置づけ
- (6) 計画期間
- (7) 計画の数値目標

第2章 東京の自殺の現状(特徴)

統計データから見る東京都の現状

- (1) 全体的な状況
- (2) 性別:年齢別の特徴
- (3) 自殺者の自殺未遂歴の状況(自殺未遂歴の有無の男女比較)
- (4) 職業別の自殺者数の推移
- (5) 自殺の原因・動機

第3章 東京都における今後の取組の方向性と施策

新たな自殺総合対策大綱の重点施策をベースに都の施策を記載

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 民間団体との連携を強化する
- 10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 11 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 12 女性の自殺対策を更に推進する

○各項目の標記は要検討
○国の大綱の重点施策の一つである「自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する」は国の役割であるため記載せず

第4章 推進体制

- (1) 自殺総合対策東京会議
- (2) 関係機関・団体等の役割 (3) 区市町村の役割
- (4) 都の役割(東京都地域自殺対策推進センター)
- (5) 都民の役割

資料編